

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名
----------------------	----------	--------	--------	------------	-----

第六号様式別表四の三 (平成十六年改正)

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域 内における従たる事 務所等		名 称 (外 簡所)	所 在 地		
東京都内における主たる 事務所等の所在地		事務所等を有 していた月数	従業者数の 合計数				市 町 村		
区 丁目 番 号 市(町村)		月	人	当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動					
特別区内における従たる事務所等				異 動 区 分	異 動 の 年 月 日	名 称	所 在 地		
所 在 地		名 称 (外 簡所)	月数	従業者数の 合計数	設 置	平成 年 月 日			
1	千代田区				廃 止				
2	中央区				旧の主 たる事 務所等	(月)			
3	港区				均 等 割 額 の 計 算				
4	新宿区				区 分	税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)	税 額 計 算 (ア)×(イ)÷12×(ウ)
5	文京区				特別区 のみに 事務所 等所在 の特別 区	事務所等 の従業者 数50人 超 ①	円	月	円
6	台東区								0,0
7	墨田区				事務所等 の従業者 数50人 以下②				円
8	江東区								0,0
9	品川区				従たる 事務所 等所在 の特別 区	事務所等 の従業者 数50人 超 ③			円
10	目黒区								0,0
11	大田区				事務所等 の従業者 数50人 以下④				円
12	世田谷区								0,0
13	渋谷区				特別区 と市町 村に事 務所等 を有す る場合	道府県 分 ⑤			円
14	中野区								0,0
15	杉並区				特別区 (市町 村分)	事務所等 の従業者 数50人 超 ⑥			円
16	豊島区								0,0
17	北区				事務所等 の従業者 数50人 以下 ⑦				円
18	荒川区								0,0
19	板橋区				納付すべき均等割額				
20	練馬区				①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦				⑧
21	足立区								0,0
22	葛飾区				備 考				
23	江戸川区				合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				

東京都主税局

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が、中間・確定申告書(第6号様式)、予定申告書(第7号様式)を提出する場合に添付してください。